

証発 第3号
平成20年8月29日

証券会社
担保取扱責任者 殿

中部証券金融株式会社
営業部 証券課

現物担保株券等の取扱い廃止について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年1月の株券電子化制度の実施を控え、弊社におきましては現物担保株券の取扱い廃止について平成20年3月3日付の証発第5号にてご案内しておりますが、取扱い廃止の期日が近づいておりますので再度、下記の通りご案内させていただきます。

また、弊社と「有価証券の集中管理に関する契約」を締結されている証券会社様におかれましては同契約に基づく現物担保証券の取扱い廃止についても記載しておりますのでご対応をよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 対象株券

- (1) 貸借取引貸借担保金代用有価証券
- (2) 一般貸付金担保有価証券（非上場株式を除く）
- (3) 有価証券集中保管業務に伴う預り証見返り証券、寄託証券および保護預り有価証券

2. 取扱廃止日

平成20年9月30日

現在差入れ中の現物担保株券につきましては、取扱廃止日までにお引き出しいただきますようお願いいたします。

なお、弊社に差入いただいている現物担保株券を弊社において(株)証券保管振替機構へ預託し、引き続き担保株券とされる場合の取扱いについては別途ご相談いただきますようお願いいたします。

また、上記1.(3)につきましては弊社と「有価証券の集中管理に関する契約」を締結されている証券会社様に限ったのご案内となります。なお、株券電子化後の「預り証」制度に基づく銀行借入につきましては、貸出先銀行の株券電子化後の対応方針を確認しながら手続き等の検討を個別に行いたいと考えております。

以上

< 本件に関するお問合せ先 > 営業部 証券課 福原・大崎
電話 052-251-1318 mail- syoken2@chusyokin.co.jp